

経営体制

コーポレートガバナンス強化を経営の重要なファクターと捉え、透明性の高い企業統治機構を確立するとともに、経営環境の変化に的確に対応するため、経営体制の変革を行っています。

コーポレートガバナンス

コニカミノルタは、コーポレートガバナンス(企業統治)を強化していくことが、ステークホルダーの皆様への責任を全うするために重要であると考え、事業再編などの適時適切な意思決定を行うことができる経営・ガバナンス機構への変革を続けています。

経営体制の再編

コニカミノルタはこれまで、分社・持株会社制を採用していましたが、2013年4月、コニカミノルタホールディングス(株)が事業会社など7社を吸収合併する経営体制の再編を実施しました。純粋持株会社から直接事業を行う会社に移行するとともに、社名をコニカミノルタ(株)に改めました。また、産業用材料・機器事業およびヘルスケア事業については、社内カンパニーとしています。

委員会設置会社

コニカミノルタ(株)は、「委員会設置会社」形態を採用するとともに、経営監督を行う取締役と業務執行を行う執行役に機能を分離させています。執行役は、取締役会から委任を受けた業務の決定および業務執行を行います。業務執行の内

容については、取締役会の監督と監査委員会の監査を受けることで、経営の効率性・妥当性および適法性・健全性を担保しています。

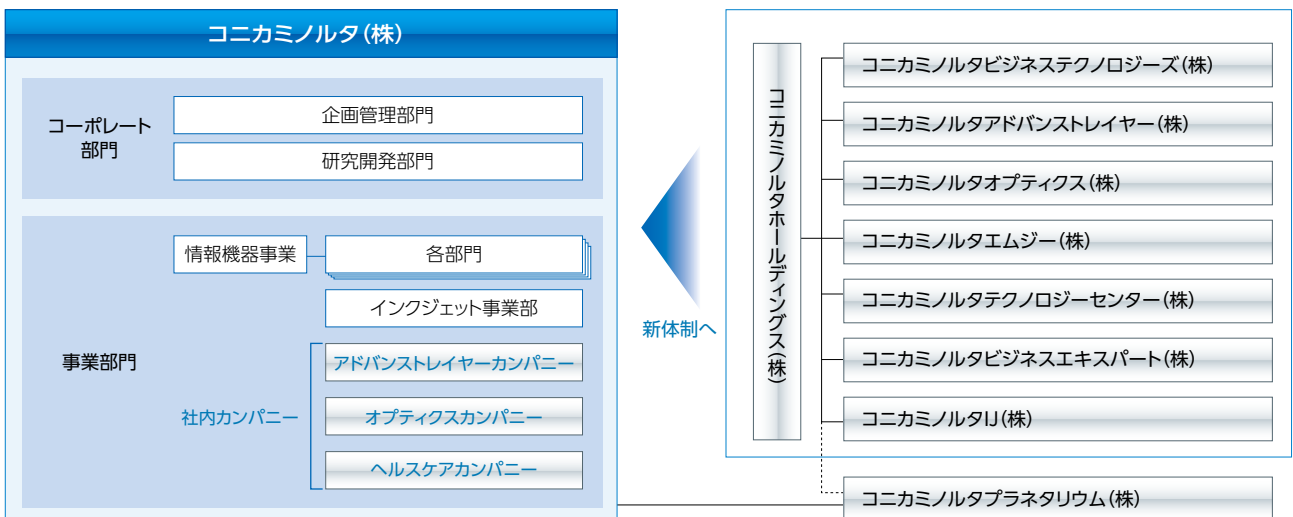
取締役会は、重要な取引関係がなく、独立性が強い社外取締役4名を含めて、執行役を兼務しない取締役が過半数を占めています。指名委員会、監査委員会、報酬委員会の三委員会では、いずれの委員会も社外取締役が委員長を務めるとともに、法定上で執行役が加わることが禁止されていない指名委員会、報酬委員会も執行役を含まない構成とすることで、透明性を高めています。

取締役会と三委員会の構成(2013年6月19日現在)

| 取締役会(計11名) | | | |
|-------------|-------|-------|-------|
| 非執行役7名 | 指名委員会 | 監査委員会 | 報酬委員会 |
| 取締役(取締役会議長) | ● | | |
| 社外取締役 | ● | | ● |
| 社外取締役 | ● | ● | |
| 社外取締役 | | ● | ● |
| 社外取締役 | ● | ● | ● |
| 取締役 | ● | ● | ● |
| 取締役 | | ● | ● |

兼執行役4名
取締役(代表執行役社長、専務執行役2名、常務執行役1名) ●は委員会委員長

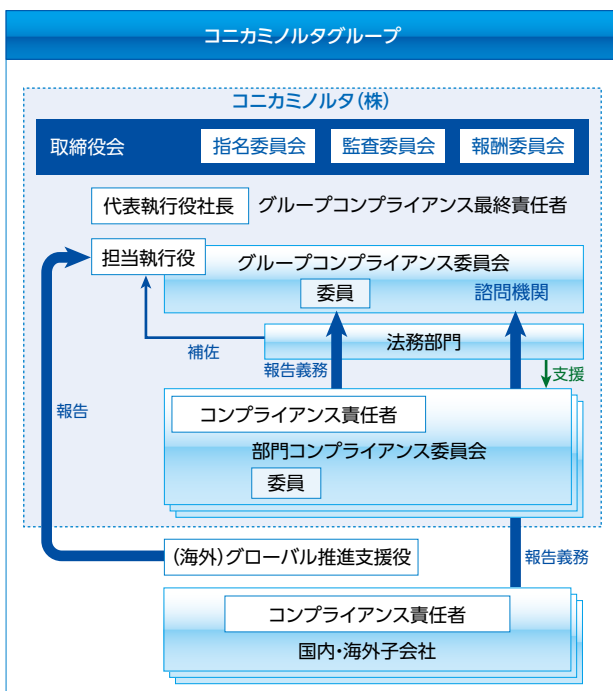
グループ経営体制再編図



コンプライアンス

コニカミノルタでは、グループコンプライアンスの最終責任者であるコニカミノルタ(株)代表執行役社長のもと、コンプライアンス担当執行役がグループコンプライアンス推進上の重要事項を決定し、コンプライアンスを推進、統括する責務を負っています。その遂行のため、コンプライアンス担当執行役は、コーポレート部門および各事業部門の組織単位のコンプライアンス責任者で構成される、「グループコンプライアンス委員会」を組織しています。

コンプライアンス推進体制



グローバルコンプライアンスネットワークの構築

コニカミノルタは、2011年度から展開する「コンプライアンス中期計画」のテーマの一つとして、コンプライアンス施策のグローバル展開を進めています。

2012年度は、欧米や中国など主要地域において、グループ各社を組織するグローバルコンプライアンスネットワークを構築し、地域ごとのコンプライアンス推進支援役を任

命しました。中期計画の最終年である2013年度には、グループ全体でのグローバルな活動と、各社による地域ごとの実情に応じたローカルな活動が機能分担し、その双方が有機的に機能している状態を目指しています。

腐敗防止の取り組み

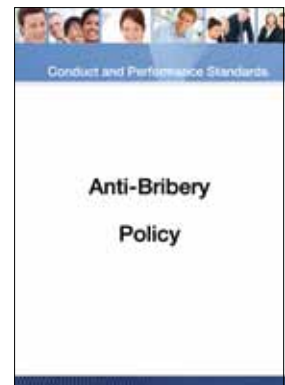
コニカミノルタは、コンプライアンスをすべての企業活動において最優先すべきものと位置づけています。そのよりどころとして、2011年4月に全世界共通の「コニカミノルタグループ行動憲章ガイダンス」を発行し、望ましい行動を具体的に記載しています。その中で、贈答接待の強要の禁止、贈収賄の禁止、反社会的勢力との関係遮断など、腐敗防止についても規定しています。

また、腐敗防止の研修プログラムをイントラネット上で配信し、全世界のグループ販売会社での実施を促進しています。さらに各社の取り組みのベストプラクティスを共有し、各国の法律に即した実践プログラムの作成を求めています。

英国の販売会社の取り組み

英国では、2011年7月に「贈収賄防止法」(Bribery Act)が施行されました。英国で事業の一部を行っている企業に対して、従来の公務員への賄賂行為よりも規制範囲を広げ、民間対民間の賄賂行為も処罰されるようになりました。同法は、英国だけでなく、他の国での行為にも処罰の範囲が及び、たいへん厳しいものです。

英国の販売会社、コニカミノルタビジネスソリューションズ(英国)社は、同法の施行に先駆けて、ガイドブックやチェックシートを整備し、腐敗防止に向けた具体的な手順を示しています。



英国の販売会社によるガイドブック